

**全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長  
及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議**

**《保険局総務課医療費適正化対策推進室説明資料》**

**《保険局総務課保険システム高度化推進室説明資料》**

**平成24年2月6日**

# 診療報酬の支払い早期化について

平成24年2月6日

厚生労働省保険局総務課  
保険システム高度化推進室

# レセプト電子化の経緯

## ○ 平成17年12月 医療制度改革大綱

平成23年度当初よりレセプトオンラインの完全義務化の方針

## ○ 民主党政策集 INDEX2009 医療政策

レセプトのオンライン請求を「完全義務化」から「原則化」に改める。

## ○ 平成21年11月 請求省令の改正

レセプト請求の完全オンライン化を原則化に改めるとともに、例外措置を定める。また、医科、歯科、調剤それぞれの原則電子化とする期限を定める。

### 【例外措置】

- ・ 光ディスク等の電子媒体による請求でも可。
- ・ 電子化が困難な診療所等(レセプトを手書きで作成している、医師が高齢など)については紙レセプトで可。
- ・ 電子レセプトに対応していないレセコンを使用している診療所等については、次回更新時期まで猶予(最大で平成26年度末まで)。

## ○ 平成23年4月

歯科医療機関について、平成23年4月に原則電子レセプトでの請求を行うこととなる期限を迎え、全ての医療機関・薬局について電子レセプトでの請求が原則化。

## ○医療制度改革大綱（平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会）（抜粋）

### 3. 公的保険給付の内容・範囲の見直し等

#### (5) レセプトIT化の推進等

医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、平成18年度からオンライン化を進め、平成23年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。

## ○民主党政策集INDEX2009（平成21年7月）（抜粋）

### ●レセプトオンライン請求の原則化

レセプトのオンライン請求を「完全義務化」から「原則化」に改め、過疎地の診療所をはじめとする小規模医療機関の撤退などに象徴される医療現場の混乱や地域医療の崩壊が起こらないようにします。レセプトのオンライン化は本来、医療機関と調剤薬局等が医療情報を共有しつつ、事務効率の向上、医療費の過大・不正請求の防止、検査や投薬の重複チェックなど医療の透明化、平準化に資するものです。しかし、政府が07年に閣議決定した請求の「完全義務化」は、関係者の理解が十分得られていません。導入にあたっては、患者情報のセキュリティ強化とあわせ、医療機関でのコスト面、人材面での負担が過度にならないよう、国による財政負担や診療報酬上の十分なインセンティブを設けます。また、医療費の内容と単価がわかる領収書が発行されるようにします。外来管理加算の5分要件に関しては、外来管理に時間要件はなじまないことを踏まえ、診療所負担の軽減を図るため撤廃します。

# レセプト電子化のスケジュール

- 本年4月に歯科医療機関が原則レセプト電子化期限を迎え、全ての医療機関・薬局が原則電子化へ移行。
- 一方で、手書きでレセプトを作成している、又は医師等が高齢である、といった事由により例外的に紙請求が認められる場合もある。こうした例外のうち、電子レセプトに対応していないレセプトコンピューターを使用している場合、最大平成26年度末まで紙レセプトでの請求が認められる。

		原則		例外規定		
				【手書き】	【高齢者】	【リース期間切れ等】
医 科	病 院	・平成20年4月～ 400床以上で レセプト電子請求を行っているもの(注1)	レセプトコンピューター を使用していない場合	↓	常勤の医師・歯科 医師・薬剤師が すべて65歳以上 の診療所・薬局 (レセプト電子請求が 可能な場合を除く)	↓
	・平成21年4月(注2)～ 400床未満で レセプト電子請求を行っているもの(注1)	レセプトコンピューターの リース期間又は 減価償却期間の 終了まで (最大平成26年度末)				
	診 療 所	・平成22年7月～ レセプトコンピューターを使用しているもの				紙で請求可
	歯 科	・平成23年4月～ レセプトコンピューターを使用しているもの				紙で請求可
	薬 局	・平成21年4月(注2)～ レセプトコンピューターを使用しているもの		紙で請求可		年間請求件数が1200 件以下の薬局の レセプトコンピューター のリース期間又は 減価償却期間の 終了まで (最大平成22年度末)

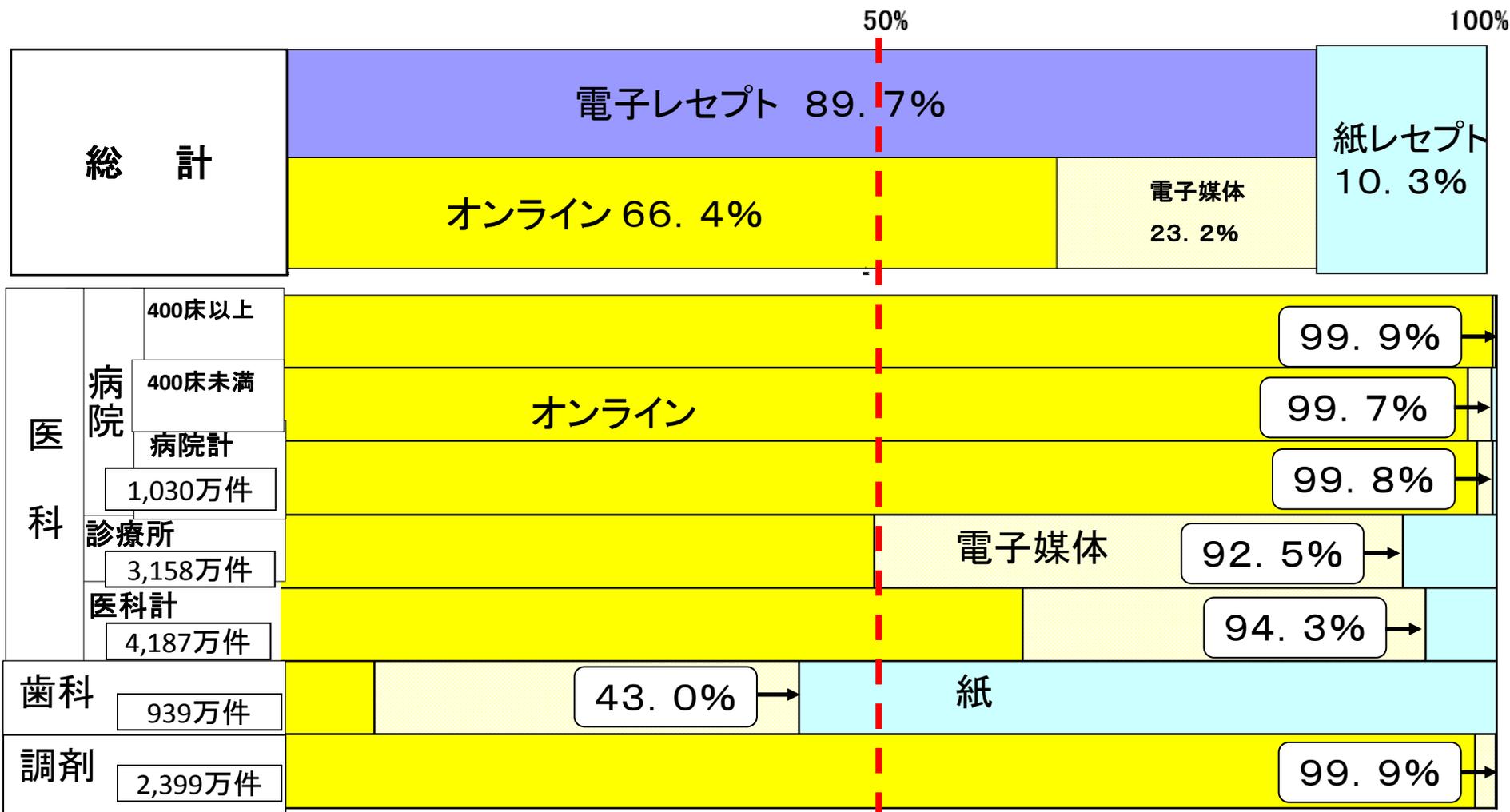
(注1) レセプトコンピューターにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合を含む。

(注2) 平成21年4月時にオンライン請求を行えなかった病院・薬局は、平成21年12月診療分から。

※ この他、個別事情(回線障害、業者の対応遅れ、改築工事中、概ね1年以内に廃院予定、その他特に困難な事由)による猶予規定あり。

# 電子レセプト請求普及状況(件数ベース)【平成23年12月請求分】

普及率



# 電子レセプト請求普及状況(施設数ベース)【平成23年12月請求分】

普及率

50%

100%

総計

電子レセプト 70.2%

オンライン 44.6%

電子媒体  
25.6%

紙レセプト 29.8%

医科

病院

400床以上

400床未満

病院計  
0.9万

オンライン

99.6%

98.6%

98.7%

診療所

8.8万

81.0%

医科計  
9.7万

電子媒体

82.6%

歯科

7.1万

35.4%

紙

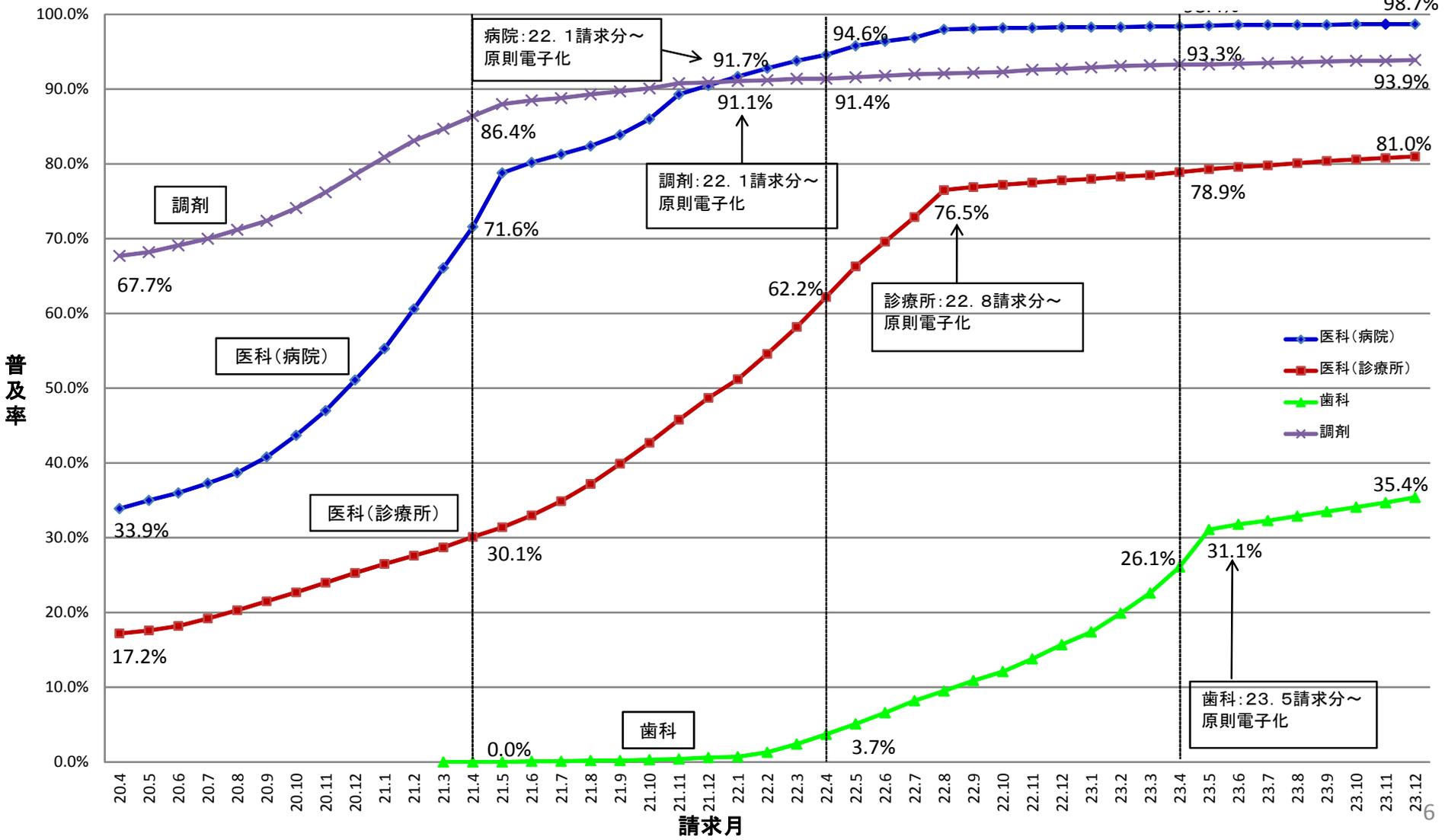
調剤

5.4万

93.9%

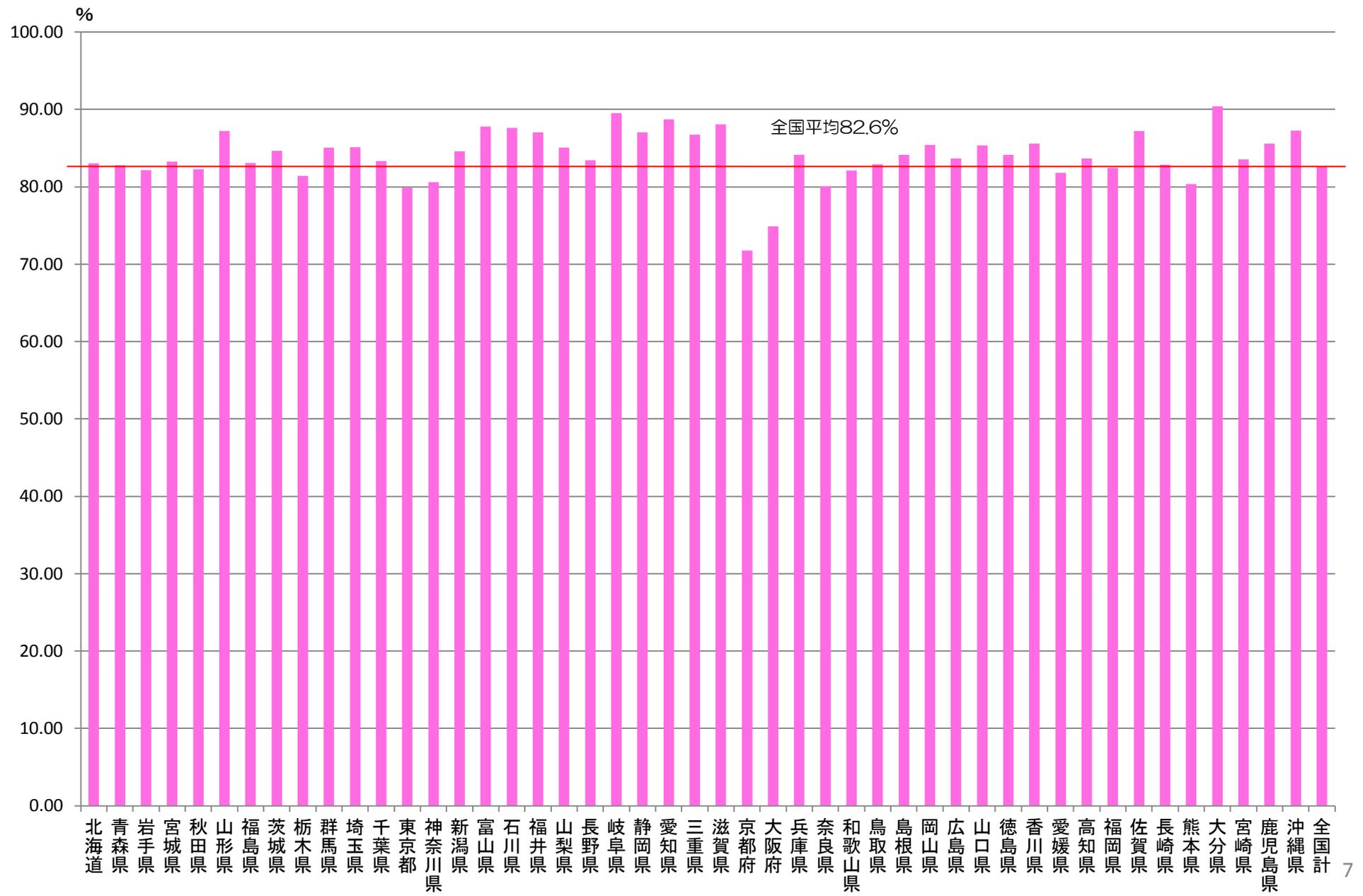
# レセプト電子化の推移

## 医療機関のレセプト電子化の推移 (施設数ベース)



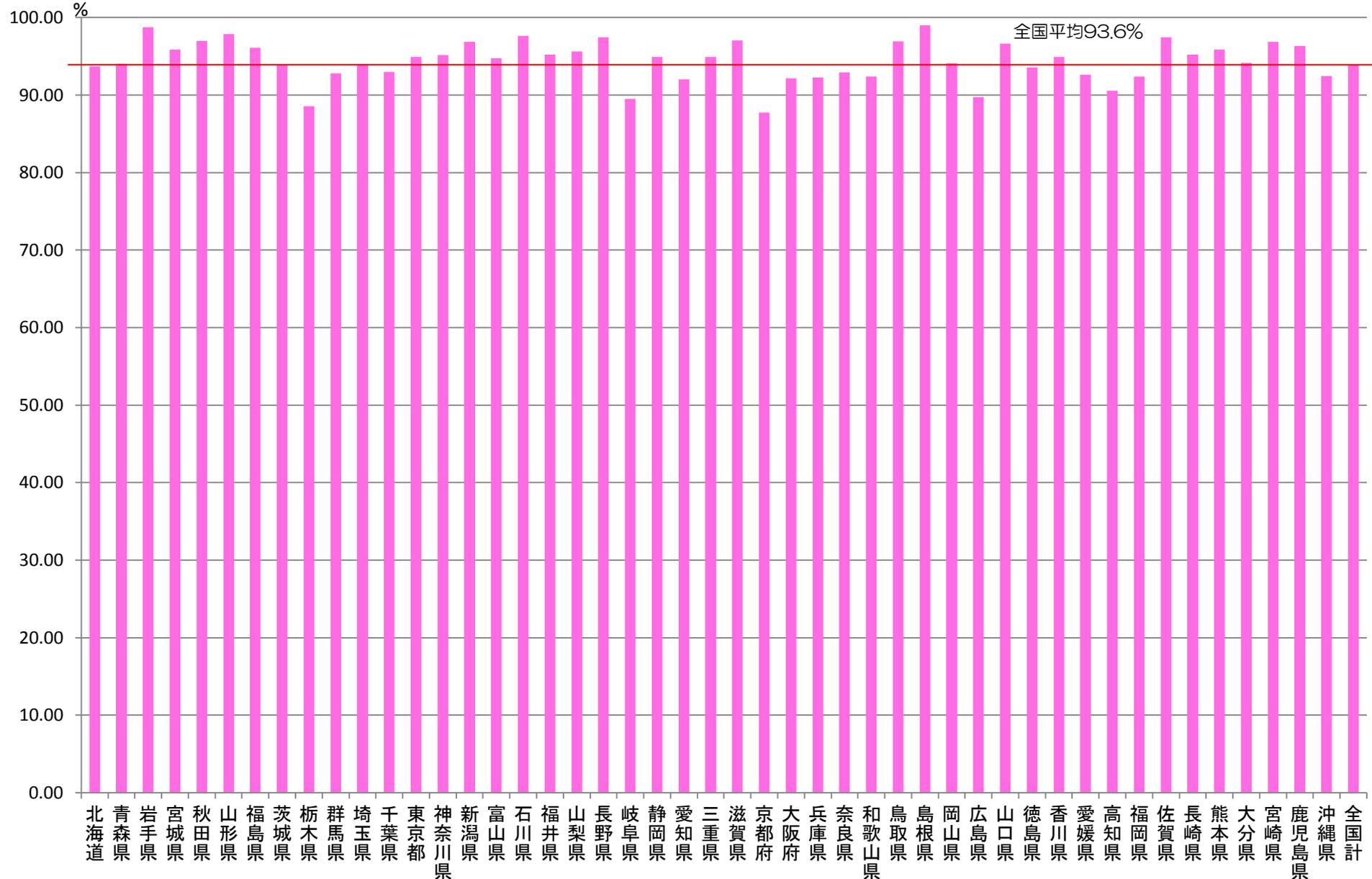
# 都道府県毎の電子化普及状況(医科・施設数ベース)

医科における電子レセプト状況(平成23年12月請求分)



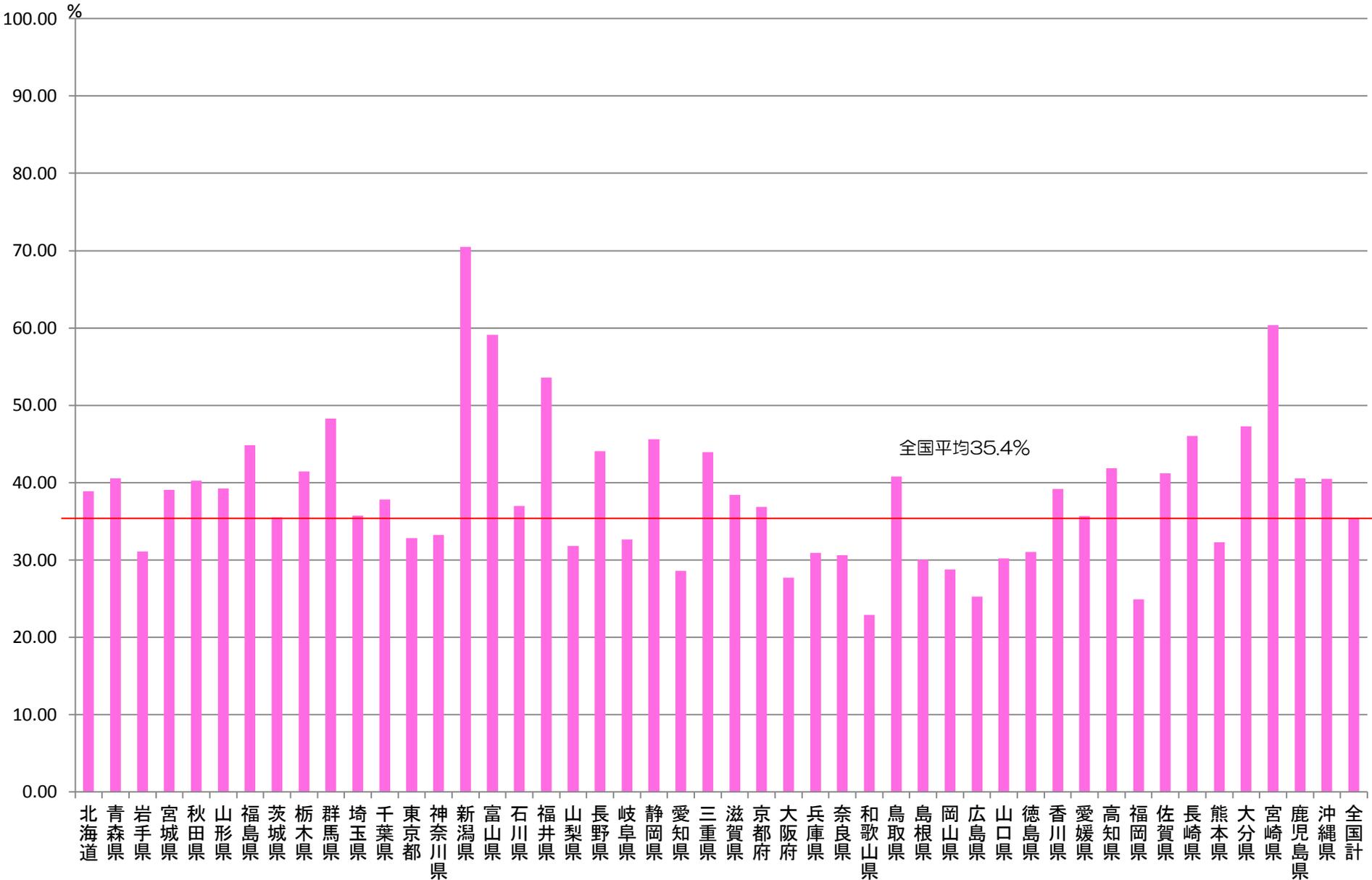
# 都道府県毎の電子化普及状況(調剤・施設数ベース)

調剤における電子レセプト状況(平成23年12月請求分)



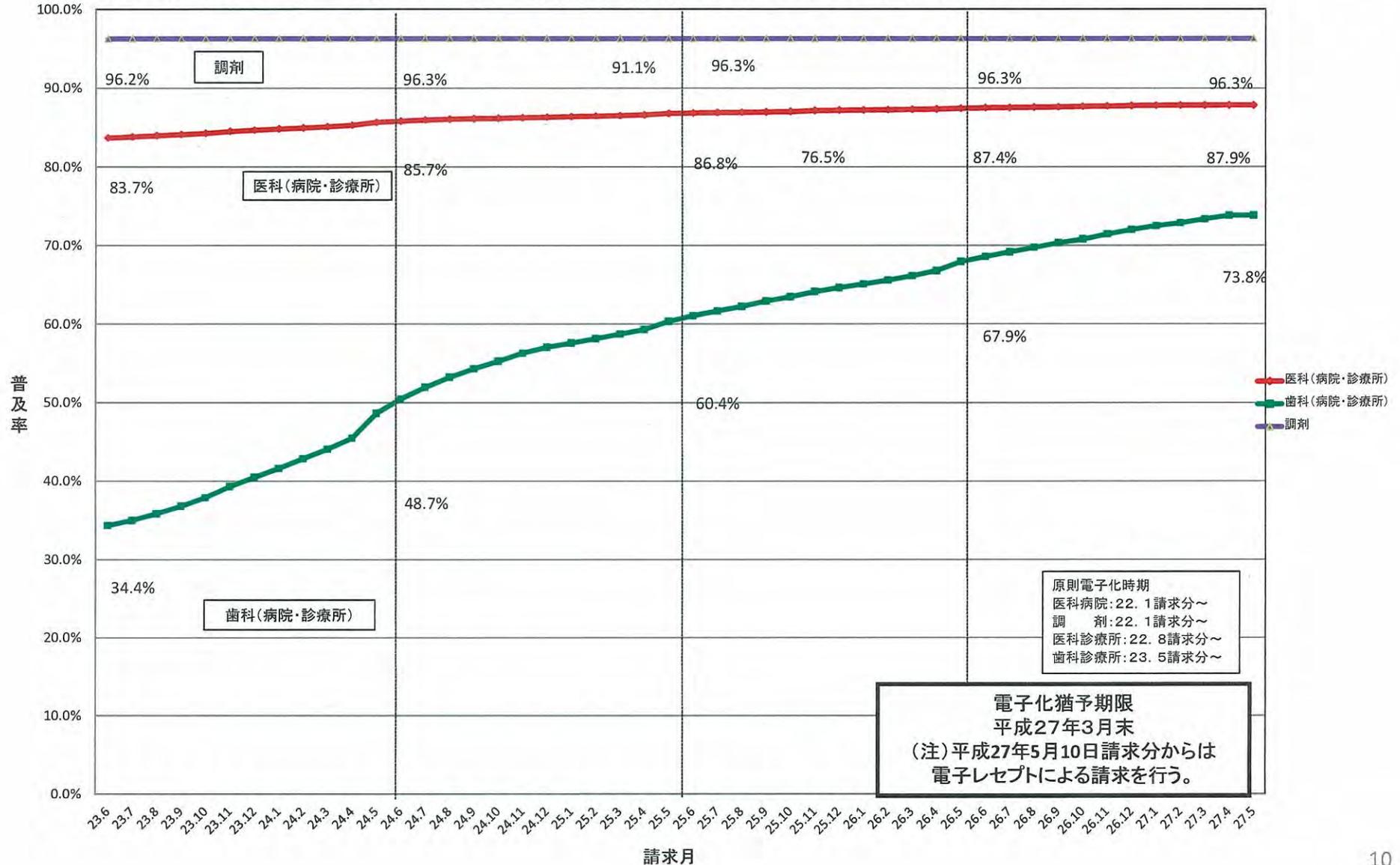
# 都道府県毎の電子化普及状況(歯科・施設数ベース)

歯科における電子レセプト状況（平成23年12月請求分）



# 今後の医療機関等の電子化普及状況(施設数ベース)の見込み

○免除・猶予届出の内容から、今後の医療機関等のレセプト電子化状況の見込みを推計すると以下のとおり。  
手書きレセプトや高齢者などの要件に当てはまることにより、レセプト電子化が免除される医療機関等を除くと、  
最終的に施設数ベースで調剤:96.3%、医科:87.9%、歯科:73.8%の電子化率となる見込み。



# 診療報酬の支払い早期化の意義

診療報酬の支払い早期化については以下のような意義があると考えられる。

- 全ての医療機関等において、レセプト電子化が原則となったが、施設数ベースで見ると未だ電子化を行っていない医療機関等が3割程度存在。支払い早期化は、こうした医療機関等に対してレセプト電子化のメリットを与える。
- 既にレセプトの電子化へ移行した医療機関等に対して、電子化による審査支払事務の効率化等のメリットを還元する。

## (参考1)平成22年10月27日 医療保険部会議事録

○鈴木委員(日本医師会 常任理事)

(略) 医療機関では、給与の支払いと振り込みが月末になるもので、数日間、非常に資金繰りが激しくなるということで、そうでない医療機関もあるかとは思いますが、私のところなどは非常に経営が厳しいので、自分のところの数字で申しわけありません、恐縮ですが、毎月、給与を払うために6,000万円から8,000万円、当座貸し越しで借りて、1週間、10日ぐらいで返すのですが、その利息が短期間とはいえ、年間60万円以上かかるということを経験してきました。

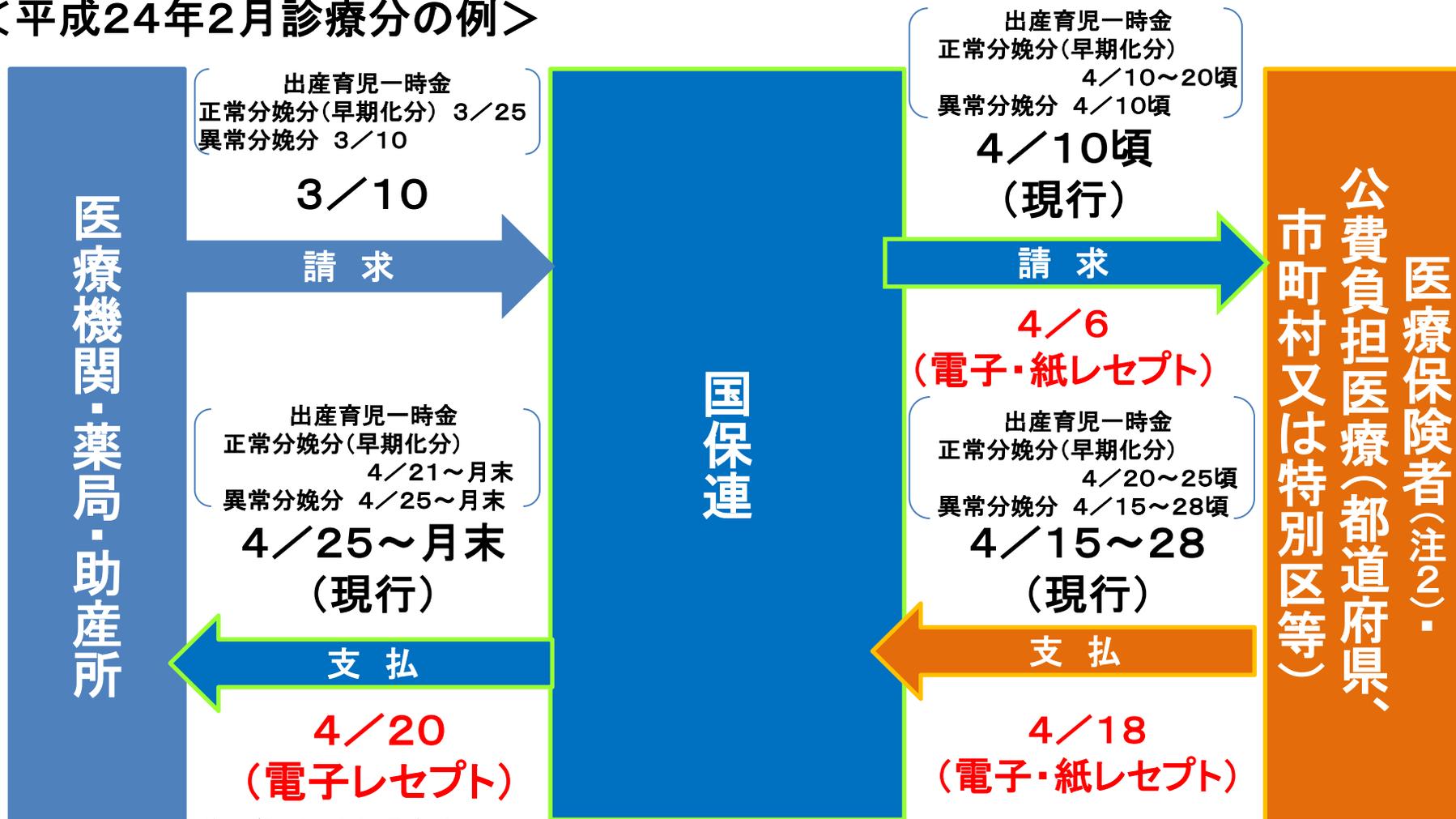
診療所さんによっては、給与を翌月に払う。月末にしか入ってこないからということもあると聞いておりますので、1週間でも早くなるということは、我々にとっては非常に大きなメリットがあるということをお聞きいただければと思います。

## (参考2)「診療報酬の支払いの早期化に関する要望(抜粋)」四病院団体協議会 平成22年9月3日

診療報酬について、その請求から医療機関への支払いに要する期間をできる限り短縮することにより、レセプトのオンライン請求によるメリットを医療機関にも還元する方策を講ずべきと考えるため、その旨要望したい。

# 診療報酬等の支払い早期化イメージ(平成24年3月請求分から)

## <平成24年2月診療分の例>



注1 紙レセ分は現行どおり。

注2 出産育児一時金については被用者保険も国保連と支払い委託契約を締結。

注3 出産育児一時金の正常分娩分には出産の当月25日請求、翌月10日請求がある。

注4 出産育児一時金の各月10日請求の異常分娩分については、電子・紙レセプトともに早期化。(各月25日請求分はそもそも電子レセプト請求のみである。)

(注5 今回の支払早期化は国保連を介した診療報酬等が対象。)

# 支払い早期化についての関係者の調査結果(概要)

## 市町村国保・国保組合

- 1,720市町村国保及び164国保組合について支払早期化への対応について調査を実施し、全ての保険者において、支払早期化への対応は可能(平成23年10月時点)。

## 広域連合

- 47都道府県後期高齢者医療広域連合について支払早期化への対応について調査を実施。
- 45の後期高齢者医療広域連合が支払早期化への対応は可能(平成23年12月時点)。

## 公費負担医療関係

- 支払早期化への対応について、延べ5,098の都道府県、指定都市、中核市等に調査を実施。
- 全体の95.4%の公費負担医療担当部局において、事務的な処理で対応が可能(平成23年12月時点)。

(参考)公費負担医療一覧 ※ 生活保護は、支払基金のみを介するため対象外。

法別	略称	根拠法等	契約者
51	特定	H15.6.6環保企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」	茨城県
51	特定	H14.4.30環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」	新潟県外3
51	特定	H17.5.24環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」	熊本県
66	石綿	石綿による健康被害の救済に関する法律	環境再生保全機構
22	麻薬	麻薬及び向精神薬取締法	都道府県
10	結核	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	都道府県、市、特別区
11	結核	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	都道府県、市、特別区
28	感染	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	都道府県、市、特別区
29	感染	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	都道府県、市、特別区
38	肝炎	H20.3.31健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」	都道府県
51	特定	S48.4.17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」	都道府県
51	特定	H元.7.24健発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液 固因子障害等治療研究事業について」	都道府県
18	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	国
19	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	国
43	老被	S48.4.17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「老人被爆者に係る医療に関する費用の取扱いについて」	国
23	母子	母子保健法	都道府県、市、特別区
17	児童	児童福祉法	都道府県、市、特別区
52	小児	児童福祉法	都道府県、市
25	中国	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	都道府県、市町村、特別区
53	措置	児童福祉法	都道府県、市町村、特別区
16	育成	障害者自立支援法	都道府県、市、特別区
79	施設	児童福祉法	都道府県、市
15	更正	障害者自立支援法	都道府県、市町村、特別区
20	精神	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	都道府県、市
21	通院	障害者自立支援法	都道府県、市
24	介護	障害者自立支援法	都道府県、市町村、特別区
30	観察	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律	地方厚生(支)局
13	戦傷	戦傷病者特別援護法	国
14	戦傷	戦傷病者特別援護法	国

写

健 発 1 1 0 9 第 5 号  
薬食発 1 1 0 9 第 2 号  
雇児発 1 1 0 9 第 1 号  
社援発 1 1 0 9 第 7 号  
保 発 1 1 0 9 第 1 号  
平成 2 3 年 1 1 月 9 日

都 道 府 県 知 事 殿  
政 令 市 長 殿  
特 別 区 長 殿  
全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長 殿  
健 康 保 険 組 合 理 事 長 殿  
社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 理 事 長 殿

厚 生 勞 働 省 健 康 局 長

厚 生 勞 働 省 医 薬 食 品 局 長

厚 生 勞 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 長

厚 生 勞 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

厚 生 勞 働 省 保 險 局 長



## 診療報酬等の支払い早期化に関する関係者の対応について

標記について、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（平成 18 年 4 月 10 日保総発第 0410001 号）における「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」に定める診療（調剤）報酬（以下「診療報酬等」という。）の請求に当たり、電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払いについては、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を介するものを対象に、平成 24 年 3 月に医療機関等から請求された診療報酬等の支払分（過誤分含む。）から、原則として請求月の翌月 20 日まで（この期日が、土日祝祭日に該当する場合には、別の期日となる場合がある。以下各々の期日について同じ。）に行うこととしたので、各関係者においては、下記の 1 から 4 までに記載するとおり、お取り計らい願いたい。

なお、医療機関等への診療報酬等の支払いが、既に請求月の翌月 20 日より前に行われている国保連においては、この支払分について、今般の通知により特段の措置を求めものではない。

今般の通知は、診療報酬等の請求が電子情報処理組織等を使用して行われることにより医療保険制度の審査支払事務全体が効率化の利益を享受することに鑑み、電子情報処理組織等を使用した診療報酬等の請求を行う医療機関等に対し、その利益を還元するとともに、今後、電子情報処理組織等を使用した診療報酬等の請求を一層促進するために行うものである。

なお、この通知において示す診療報酬等の支払い早期化への対応は、国保連を介する診療報酬等の支払いを対象とするが、社会保険診療報酬支払基金を介した診療報酬等の支払いの早期化についても、今般の措置を参考として関係者間で引き続き検討を行うこととする。

### 記

#### 1 都道府県民生主管部（局）における対応

##### （1）管内保険者への周知

平成 24 年 3 月に医療機関等から請求される診療報酬等の支払分（過誤分含む。）から、支払いの早期化に対応するため、国民健康保険の保険者から国保連への診療報酬等の支払いは、平成 24 年 4 月に国保連から請求される診療報酬等分（過誤分含む。）から当該請求月の 18 日までに行うよう、貴管内保険者に対し周知徹底

## 写

すること。

また、これに併せて出産育児一時金等の支払いについても、医療機関又は助産所への支払いを早期化する観点から、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第4号等）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、医療機関又は助産所から国保連へ提出される各月10日提出分の専用請求書（異常分娩のものに限る。）及び各月25日提出分の専用請求書の国民健康保険の保険者から国保連への支払いについては、平成24年3月提出分から、提出月の翌月18日までに行うよう貴管内保険者に対し周知徹底すること。

### （2）国保連への周知

#### ① 医療機関等への支払い

平成24年3月に医療機関等から各国保連に請求される診療報酬等（過誤分含む。）から、医療機関等への支払いを請求月の翌月20日までに行うよう、国保連に対し周知徹底すること。

また、出産育児一時金等の国保連から医療機関又は助産所への支払いについては、各月10日提出分の専用請求書（異常分娩のものであって、国民健康保険の保険者あてのものに限る。）及び各月25日提出分の専用請求書に係る支払いは、平成24年3月提出分から、当該提出月の翌月20日までに行うよう周知徹底すること。

#### ② 各保険者等への請求

上記（1）に対応するため、国保連から各保険者、公費負担医療の関係者及び関係団体への請求は、平成24年3月に医療機関等から国保連に請求される診療報酬等（過誤分含む。）から請求月の翌月の7日までに行うよう、周知徹底すること。

また、出産育児一時金等の国保連から保険者への請求については、各月10日提出分の専用請求書（異常分娩のものであって、国民健康保険の保険者あてのものに限る。）及び各月25日提出分の専用請求書の請求は、平成24年3月提出分から、提出月の翌月7日までに行うよう周知徹底すること。

### 2 都道府県後期高齢者医療主管部（局）における対応

平成24年3月に医療機関等から国保連に請求される診療報酬等の支払分（過誤分含む。）から、支払いの早期化に対応するため、後期高齢者医療広域連合から各国保連への診療報酬等の支払いは、当該請求月の翌月18日までに行うよう貴管内後期高齢者医療広域連合に対し周知徹底すること。

### 3 都道府県・指定都市・中核市の公費負担医療主管部（局）における対応

## 写

平成 24 年 3 月に医療機関等から国保連に請求される公費負担医療に関する費用の支払分（過誤分含む。）から、支払いの早期化について対応するため、各国保連への公費負担医療に関する費用の支払いは、当該請求月の翌月 18 日までに行うよう貴管内の関係者及び関係団体に対し周知徹底すること。

なお、別添として、今般の措置の対象となる公費負担医療の契約を掲げる。

#### 4 出産育児一時金等の支払いに関する被用者保険の保険者の対応

今般の診療報酬等の支払い早期化に併せ、出産育児一時金等についても支払い早期化を図ることとしたことから、実施要綱（「「出産費等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を含む。）に基づき、平成 24 年 3 月 25 日に医療機関又は助産所から各国保連へ提出される専用請求書の支払い分から支払いの早期化に対応するため、各月 25 日提出分の専用請求書の被用者保険の保険者から各国保連への出産育児一時金等の支払いについては、平成 24 年 3 月提出分から、提出月の翌月 18 日までに行うこと。

## 診療報酬等の支払いに関する事務を国保連に委託契約できる公費負担医療一覧

法別	略称	根拠法等
51	特定	H15. 6. 6環境企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」
51	特定	H4. 4. 30環境業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」
51	特定	H17. 5. 24環境企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」
66	石綿	石綿による健康被害の救済に関する法律
22	麻薬	麻薬及び向精神薬取締法
10	結核	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条の2）
11	結核	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条・結核）
28	感染	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条・新感染症、結核以外）
29	感染	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条・新感染症）
38	肝炎	H20. 3. 31健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」
51	特定	S48. 4. 17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」
51	特定	H元. 7. 24健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」
18	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
19	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
43	老被	S48. 4. 17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「老人被爆者に係る医療に関する費用の取扱いについて」
23	母子	母子保健法
53	児童	児童福祉法
17	児童	児童福祉法
52	小児	児童福祉法
53	措置	児童福祉法
79	施設	児童福祉法
15	更生	障害者自立支援法
16	育成	障害者自立支援法
20	精神	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
21	通院	障害者自立支援法
24	介護	障害者自立支援法
13	戦傷	戦傷病者特別援護法
14	戦傷	戦傷病者特別援護法